

介護・障害福祉分野の処遇改善、人材育成・確保対策を求める意見書

厚生労働省は、第9期介護保険事業計画の基本指針において、本計画期間中に、2025年にはいわゆる団塊の世代が全員75歳以上を迎え、更に高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれるとしている。

このような背景のもと、国は「令和6年度介護報酬改定」を実施した。この改定は、介護現場で働く人たちの処遇改善策の取組として評価できるものではあるが、訪問介護の部分で基本報酬が引き下げられたため、訪問介護事業者の経営に不安が生じている。

本市においても、市内事業所において事業所の閉鎖や訪問介護事業から撤退し、介護保険事業（総合事業）へ一本化する等の見直しをすることが多くなり、特に障害者訪問介護事業において、障害者手帳交付者に対し、相談支援員の数に大幅に不足という非常に厳しい状況におかれている。

また、公益財団法人介護労働安定センターが調査した令和5年度「介護労働実態調査」の結果において、事業所全体の従業員への不足感は6割を超えており、職種別では特に訪問看護員の不足は約8割が不足感を抱える結果となっており、本市のみならず、全国の地方都市が抱える課題であることを示している。

よって、将来にわたり安定した介護・障害福祉サービスを維持していくためにも、国は、現在取組を行っている総合的な介護施策について、早急な処遇改善及び人材確保の充実に向け、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 昨今の物価高騰、全産業における賃金引上げ額、賃金改定率を考慮した介護・障害福祉分野事業及び介護職員全般の更なる恒久的な処遇改善を図ること。
- 2 介護・障害福祉分野の将来を見据え、担い手確保に向けてあらゆる機会を通じた啓発活動を実施し、介護・障害に関する仕事の社会的評価の向上を図る取組を積極的に推進する

こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿